

大阪府広域自治制度に関する研究会「中間論点整理」のポイント

<研究会の趣旨> 大阪・関西の事情を踏まえ、地方分権改革を進めていくという観点から、道州制のあり方について検討し、大阪府としての基本的な方向性を見出す。

なぜ、道州制なのか？

- 広域自治体を取り巻く環境の変化（市町村合併の進展、市町村への権限移譲、国の権限・財源移譲の受け皿、生活圏・経済圏の拡大、グローバル社会の到来、東京一極集中の弊害）
- 現行制度を前提とした改革（広域連携、広域連合、都道府県合併）の限界

- これらの課題を抜本的・包括的に解決できる「手段」として道州制に期待。
- 道州制の導入を通じて施策の「最適化」を図る
府県の区域を越えたより広域での「最適化」（スケールメリットの追求、フルセット主義からの脱却） $1 + 1 = 2$
これまでとは異なる施策の「最適化」（国からの権限移譲を通じ、地域の実情に応じた総合的な施策が可能に） $1 + 1 = 3$

上記のような改革を具体化するための制度として、道州制はどのような姿であるべきか。

道州は府県に代わる広域自治体とする。
国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政は基本的に地方が一貫して担う。
道州が担う事務について道州に決定権を付与するため、広範な条例制定権を確立する。
国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築する。

さらに検討を加えるべき主な論点

- 国と地方の役割分担
内政において、なお国が担うべき役割とは？
市町村に対する道州のあり方をどうするか
2つの指標（大きな道州か・コンパクトな道州か、強い道州か・緩い道州か）
- 道州立法（条例）の拡充強化
国の法令の守備範囲を基本的事項に止める必要では「基本的事項」とは何か
道州の条例制定権を保障するため、具体的な措置が必要ではないか
道州条例と市町村条例の関係は？
- 地方税財政制度のあり方
税財政制度のあり方は？
道州間、市町村間の財政調整はどのようにすべきか
- 大都市制度のあり方
関西には4政令市が存在。かつ各都市圏が連たん・重複 関西では十分な検討が必要
道州と大都市との役割分担（事務が重複する可能性がある）をどうすべきか
道州内での一極集中にどう対応すべきか
- 道州の執行機関・議会
州毎に制度が異なることも可能か。議院内閣制的な制度の検討も可能か
道州議会の選挙制度として比例代表制を検討すべきではないか
住民自治をいかに保障するか

<今後の方向> 上記の論点にさらに検討を加え、最終報告をとりまとめ